

規制改革推進 3 か年計画（改訂）平成 14 年 3 月 29 日閣議決定
（抜粋）

13 年度重点計画事項 8 法務（1）司法制度改革の推進
ウ 司法試験合格後の民間実務経験者等への法曹資格の付与【平成 14 年度中に措置】

企業法務等の位置付けについても検討を行い、少なくとも、司法試験合格後に民間等における一定の実務経験を経た者について法曹資格の付与を行うための具体的な条件を含めた制度整備を行う。

（参考 1）規制改革の推進に関する第 1 次答申 平成 13 年 12 月 11 日総合規制改革会議
第 2 章 その他の分野について 2 法務
ウ 司法試験合格後の民間実務経験者等への法曹資格の付与

企業法務等の位置付けについても検討を行い、少なくとも、司法試験合格後に民間等における一定の実務経験を経た者について法曹資格の付与を行うための具体的な条件を含めた制度整備を行うべきである。

なお、措置年限については、司法制度改革推進計画策定の過程で検討されることとなる。

注 「なお」以下を除き、規制改革推進 3 か年計画（改訂）平成 14 年 3 月 29 日閣議決定と内容は同一。

（参考 2）規制改革推進 3 か年計画 平成 13 年 3 月 30 日閣議決定
分野別措置事項 1 法務関係 (3) 個別事項
ア 国民が利用しやすい司法制度の実現
法曹人口の大幅増員等（法務省） b

司法試験合格後に民間における一定の実務経験を経た者に対して法曹資格の付与を行うための具体的な条件等を含めた制度的な検討については、司法試験合格者数の 1,500 人への増加問題についての検討の一環として、早急に結論を得て、所要の措置を講ずる。

注 「実施予定時期」：平成 13 年度「結論」、平成 14 年度から平成 15 年度「結論に従った所要の措置」